

# 足立区議会は、三菱ウエルファーマ跡地開発の再考を求めます

足立区議会は、三菱ウエルファーマ跡地開発において、賃貸住宅に大規模小売店舗を併設する計画の変更を行うよう、平成20年7月4日、独立行政法人都市再生機構及び大和ハウス工業株式会社へ要請行動を行いました。

この計画は、地域や区への協議及び同意形成が図られないまま進められたものであり、計画どおり実施されれば、地域の商業者を混乱させるなど、多大な影響を及ぼすものであります。

足立区議会は、跡地開発計画の再考について、引き続き関係機関へ強く求めてまいります。なお、意見書及び要望書の内容は次のとおりです。

## 三菱ウエルファーマ跡地開発の再考を求める意見書(全文)

独立行政法人都市再生機構以下、「都市機構」という。)は、三菱ウエルファーマ跡地について、梅田五丁目周辺地区におけるまちづくりに関する基本協定(以下、「基本協定」という。)を区と結び、開発事業を進めてきた。

当初、都市機構から賃貸住宅が建設されるとの説明を受けた区は、区議会にもその旨報告を行っていた。

ところが、平成20年6月20日の交通網・都市基盤整備調査特別委員会並びに同委員協議会において、都市機構は、賃貸住宅だけでなく食料品を扱う大規模小売店舗も併設するという報告を行った。この計画が実施されれば、地元商店街に多大な悪影響を及ぼすことから、区議会として

も大変憤りを感じているところである。よって、足立区議会は都市機構に対し、下記事項について強く求めるものである。

1 都市機構は、基本協定を遵守し、開発事業者との店舗併設計画の撤回に向けた

協議を行うこと。  
2 都市機構は、地域や区と十分な同意形成を図った上で事業を進めること。  
3 三菱ウエルファーマ跡地開発の再考を求める要望書(全文)



独立行政法人都市再生機構に意見書を渡す交通網・都市基盤整備調査特別委員会

また、今定例会で可決した意見書は次のとおりです。意見書は関係機関に送付しました。

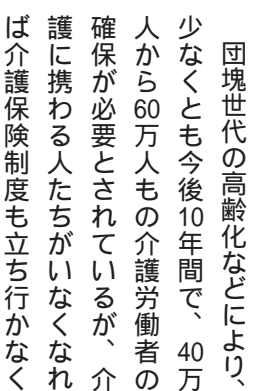
その他、今定例会で可決した意見書は次のとおりです。意見書は関係機関に送付しました。

介護労働者の待遇改善を求める意見書(全文)

介護労働者は、人間の尊厳にかかわる崇高な仕事に携わっているにもかかわらず、低賃金、長時間労働など、その厳しい労働環境から離職率も高く、待遇改善が急務となっている。早期から深夜までの重労働の上、人手不足で疲れても休暇が取れないような現実に直面して、このままでは生活できない、将来に希望が持てないと退職していくケースが多発している。

3 小規模事業所などにおける職場定着のための取り組み支援や労働時間短縮のための業務負担軽減策、さらには、事業所の労働環境に関する情報開示など介護労働者の待遇改善のための総合的な取り組みを進めること。

(内閣総理大臣、厚生労働大臣あて)



団塊世代の高齢化などにより、少なくとも今後10年間で、40万人から60万人もの介護労働者の確保が必要とされているが、介護に携わる人たちがいなくなれば介護保険制度も立ち行かなくなり、まさに制度の根幹を揺るがす問題である。

よって、足立区議会は政府に対し、介護に携わる人たちが誇りと自信を持ち安心して暮らせるよう、下記事項の早期実現を強く求めるものである。

1 全労働者の平均を大きく下回る給与水準の実態を職種や勤務形態ごとに把握し、低賃金の原因とその是正策を早急に検討すること。その上で、それぞれの介護事業者がキャリアと能力に見合った適切な給与体系を構築できるように、国庫負担金の増額を含め介護報酬のあり方を見直し、次期介護報酬改定で適切に措置すること。

2 福祉・介護サービスを担う人材確保のため、労働環境の整備やキャリアアップの仕組みの構築など早急な取り組みを進め、昨年8月に示された福祉人材確保指針の実現を図ること。

3 介護労働者の待遇改善を求める意見書(全文)

よって、足立区議会は貴社に対し、下記事項について強く要望いたします。

1 貴社は、大規模小売店舗の

**区議会ダイヤル**

|            |            |
|------------|------------|
| 足立区議会自由民主党 | ☎3880-5760 |
| 足立区議会公明党   | ☎3880-5765 |
| 日本共産党足立区議団 | ☎3880-5770 |
| 足立区議会民主党   | ☎3880-5775 |
| 無党派        | ☎3880-5780 |

\*議員の連絡先は、わたしの便利帳や区議会ホームページなどでご確認ください。

足立区議会事務局 ☎3880-5996  
ホームページ <http://www.gikai-adachi.jp>



ザーに対してリサイクル情報の提供を行うことを定めるなど、携帯電話の回収促進に必要な法整備を行うこと。

1 携帯電話の買い換え・解約時に、販売員からユーザへのリサイクル情報の提供を行うこと。2 携帯電話の回収促進につながる企業・団体の取り組みを支援する施策を行うこと。3 ACアダプターなどの充電器の標準化や取扱説明書の簡略化などによる省資源化を実現すること。4 レアメタルなどの高度なリサイクル技術の開発に加え、循環利用のための社会システムの確立を目指すこと。